

## 島本町教育委員会 会議録（令和2年第7回 定例会）

日 時	令和2年6月5日（金） 午前9時30分 ～ 午前10時20分
場 所	島本町役場地階 第五会議室
出 席 者	持田教育長、高岡教育委員、藤田教育委員、西山教育委員、森田教育委員 岡本部長、安藤次長兼教育総務課長、川畑次長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	（教育総務課）島本主査 （教育推進課）山田課長、佐々木参事 （子育て支援課）南田課長 （生涯学習課）奥野課長
欠 席 者	
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第22号議案 令和2年度教育費補正予算（案）について 第23号議案 島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について 第24号議案 島本町特別支援委員会委員の委嘱について 第25号議案 島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について
議 決 事 項	第22号議案、第23号議案、第24号議案、第25号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者1名

教育長

本日、出席者は5名です。定数を満たしておりますので、令和2年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、西山教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、西山教育委員に決定いたしました。よろしく願いいたします。

それでは、第22号議案「令和2年度教育費補正予算(案)について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長

それでは、第22号議案「令和2年度教育費補正予算(案)について」ご説明いたします。本議案は、6月定例会議に提出予定のものでございます。

歳入でございます。款)国庫支出金、項)国庫補助金、目)教育費国庫補助金、教育総務費補助金、学校臨時休業対策費補助金の142万5千円の増額につきましては、保護者負担軽減のため3月2日から春休みまでの臨時休業期間の学校給食費の保護者への返還や食材費のロス等により学校設置者の負担となる費用に対し、国が補助を行うものでございます。学校施設整備費補助金のうち、公立学校情報機器整備費補助金の7,929万円の増額につきましては、町立学校のICT整備に係る児童及び生徒用機器等購入に係る特定財源で、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等を踏まえ、令和5年度までに整備するものとされていたものを前倒しで令和2年度中に整備するためのものでございます。その下の家庭学習用通信機器整備支援事業補助金の130万円の増額につきましては、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備として、インターネット環境が整っていない世帯に貸与する無線ルーター等の購入に対する特定財源でございます。合計で8,201万5千円の増額をするものでございます。

歳出でございます。教育費はそれぞれの目で記載のとおり総額で1億4,854万1千円でございます。事務局費のうち、負担金、補助及び交付金の学校給食費返還等事業補助金190万1千円の増額は、3月の臨時休校により給食を停止し、食材費でロスが発生した分等の

保護者負担分を軽減するため、島本町学校給食会に補助するものです。その下の、就学援助認定世帯臨時特別給付金500万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、より厳しい経済状況となっている就学援助費を受給されている世帯を支援するため、「就学援助世帯臨時給付金」を支給することとしたものでございます。その下の、需用費の研修資料20万9千円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年実施している中学2年生の職場体験事業を本年度は行わないため、報告書作成のための印刷製本費を減額するものです。その下の小学校の教育振興費の備品購入費の児童用情報機器等1億945万8千円及び2行下の中学校の教育振興費、児童用情報機器等4,191万6千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等を踏まえ、令和5年度までに児童生徒1人1台の端末を整備するものとされていたものを前倒しで令和2年度中に整備するものでございます。また、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備として、インターネット環境が整っていない世帯に貸与するモバイルルーター等の購入も併せて行うものでございます。学校管理費の報酬の町立小・中学校嘱託医38万円の減額につきましては、当初、第一中学校では、生徒数に鑑み内科医と歯科医を2名ずつ見込んでいましたが、1名ずつでよくなったことによるものでございます。幼稚園費の報酬の235万1千円の減額及び職員手当等17万8千円の減額は人事院勧告に伴う報酬の引き上げに伴う増額及び育休代替職員の不配置によるものでございます。社会教育総務費の報酬の社会教育委員6万7千円の減額、青少年費の報償費34万3千円の減額、報酬の5万9千円の減額、委託料の45万9千円の減額、文化財保護費の旅費の8千円及び1万2千円の減額、2行下の負担金、補助及び交付金の50万円の減額、歴史文化資料館管理費の報償費3万円及び役務費1万9千円の減額、生涯学習費の報償費4万円の減額、図書館費の報償費2万円の減額、スポーツ推進費の需用費20万円、委託料81万8千円、その下の委託料49万5千円の減額は、いずれもコロナ禍により事業を実施しなかったことによるものでございます。

社会教育総務費の負担金、補助及び交付金の18万円の減額は、社会教育関係団体の認定申請をされなかったことに伴うものでござい

す。4行下の青少年費の委託料253万円の減額は、旧キャンプ場の撤去を次年度以降に見送ったことによるものでございます。文化財保護費の報酬34万6千円の減額は、4、5月に欠員だったため減額するものでございます。3行下の需要費38万5千円の減額は、報告書の作成を次年度以降に見送ったことによるものでございます。スポーツ推進費の報酬10万5千円の減額は、4、5月に欠員だったため減額するものでございます。総額で、1億4,854万1千円でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。質問がある方は、挙手をお願いいたします。

教育委員

事務局費の負担金、補助及び交付金の就学援助認定世帯臨時特別給付金ですが、就学援助認定世帯というのはどのような世帯を指すのか、一人当たりいくらで何名を予定しているか教えてください。

また、教育振興費の校内ネットワーク整備事業について、1人1台タブレットを整備ということですが、タブレットのスペックはどの程度を予定していますか。

幼稚園費では、ネットワーク環境について予算計上されていませんが、現在ネットワーク環境は整っているのか、現在は必要がないと判断されているのか教えてください。

次長兼教育総務課長

就学援助制度は、低所得の方が就学に困らないように就学に係る費用を支援するもので、世帯の前年所得が本町の定める認定基準額よりも低い世帯が認定世帯となります。速やかにコロナの影響を受けた世帯を支援するということで、令和元年度に就学援助費を受給していた世帯を対象に、児童生徒1人の世帯に対し3万円、児童生徒が1名増えるごとに1万円を加算し、支給する予定です。世帯としましては、ひとり親家庭での臨時給付金で既に同内容の支給がなされていますので、その世帯を除く132世帯を見込んでいます。

また、校内ネットワーク整備事業のタブレットのモデルについては現在検討中ですが、教職員の方の意見も聞きながら最終的に判断してまいります。各校の状況としまして、小学校はタブレット端末が40

台、中学校はパソコン教室にタブレット端末を含め80台ございます。タブレットは今度中に整備をするという計画ですので、もし秋冬に新型コロナウイルス感染拡大の第2波、第3波が来たとしても、全ての児童生徒に町から端末を貸し出すことは不可能であることから、ご家庭の端末の活用にご協力いただきながらオンライン授業も取り入れていく予定です。また、インターネット環境のない家庭についても、ルーターの貸出しを予定しておりまして、今回貸出用のWi-Fiルーターを130台購入するための予算を計上しているところです。なお、通信費について現在検討を進めております。

子育て支援課長 幼稚園については、現在ネットワーク環境の整備は行っておりません。幼稚園における教育活動としては、集団保育を行うことが主たる目的となっていますので、ネットワークを使った取組については、今後慎重に検討してまいります。

教育委員 校内ネットワーク整備事業について、今回予算を計上されていますが、1人1台のタブレット端末やルーターについて、この予算で収まる予定なのでしょうか。

次長兼教育総務課長 今後のスケジュールについて改めて説明させていただきます。本予算につきましては、今回6月の定例議会に上げさせていただきますとご可決賜りましたら、7、8月くらいに発注していきたいと考えております。タブレット端末購入に係る歳入については、昨年度の5月1日付けの児童生徒数のうち3分の2の台数が補助対象となっているところですが、現在の児童生徒数と差がありますので、歳出の方では今年度の5月1日付けの児童生徒数及び予備を含めた数で予算計上させていただいております。貸出しのルーターについても、アンケート調査の結果、インターネット環境がないのは64世帯でしたので、予備を各校10台程度見込み、130台で予算計上させていただいております。

教育長 ほかございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第23号議案「島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長

それでは、第23号議案「島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

島本町立小・中学校結核対策委員会につきましては、町立小・中学校における結核対策の充実を図るために設置する機関です。主に、町立小・中学校における結核検診の実施状況及び結果を把握し、精密検査の対象となる児童生徒の管理方針を検討しています。今回、令和2年度の精密検査の対象となる児童・生徒の選定に当たりまして、会議を開催する必要があることから、委員の委嘱につきまして、ご審議をお願いするものです。

委員の構成につきましては、島本町立小・中学校結核対策委員会規則第2条に規定しております。結核の専門家又は呼吸器系疾患の医師としまして、栗山隆信医師を、町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者として、中小路隆裕医師を高槻市医師会から推薦いただきました。また、大阪府茨木保健所の長又は長が推薦する者として、西田伸子参事兼地域保健課長を茨木保健所から推薦いただきました。町立小・中学校長としましては、第一小学校の川口校長教諭が、町立小・中学校の養護教諭としましては、第二小学校の藤河教諭が今年度の担当となっております。

任期につきましては、島本町立小・中学校結核対策委員会規則第3条に規定しており、令和3年3月31日までです。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご可決賜われますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。質問がある方は、挙手をお願いいたします。

教育委員

新しい方と再任の方を教えてください。

次長兼教育総務課長

今回再任となっておりますのは、栗山医師、中小路医師、西田参事でございます。各小学校の校長と養護教諭は新規となっております。

教育委員 再任の方はどのくらいの年数委員をされているのですか。

次長兼教育総務課長 現在、年数が分かる資料は持ち合わせておりませんが、栗山医師は結核の専門家として、中小路医師は学校医として長くご指導いただいています。西田参事については、昨年度に引き続きということになっています。

教育委員 昨年度対象児童生徒は何名いたか、会議は何回開催したかを教えてください。

次長兼教育総務課長 昨年度の精密検査対象児童生徒は2名で、検査の結果り患はございませんでした。会議の開催は年に1回となっています。

教育長 ほかございませんでしょうか。よろしいですか。  
(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。  
それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。  
それでは、第24号議案「島本町特別支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは、第24号議案「島本町特別支援委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。  
本町特別支援委員会は、教育上配慮を要する障害のある幼児・児童・生徒に対し、その障害の実態を把握し、適正な支援を行うことを目的として、特別支援に関する判断を導き出す機関でございます。  
今回、令和3年度の支援学級及び通級指導教室の設置に向けて、その対象となる幼児・児童・生徒の支援等に関わりまして、会議を開催する必要があることから、委員の委嘱につきまして、ご審議をお願いするものです。  
委員の構成につきましては、島本町特別支援委員会規則第2条に規定しております。「学識経験を有する者」としまして、大阪府立高槻支援学校の宇城恵太教諭を学校長から推薦いただきました。「町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者」としまして、中





事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第25号議案「島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

現在設置している教育委員会の附属機関「島本町いじめ等対策委員会」の令和2年度島本町いじめ等対策委員である大阪府教育委員会スクールソーシャルワーカーの西野緑氏が一身上の都合により委員を辞退され、委員に欠員が生じたため、再度、委員の選定を行う必要があることから、委員の委嘱について審議をお願いするものです。

本委員会は、町立小中学校におけるいじめ等の実態把握や有効な対策等を検討することのほか、重篤ないじめ事案が発生した際、客観的な事実関係の調査が必要とされる場合に調査主体となる組織となります。委員の選任に当たり、専門的な知識、経験を有する方で、委員の公平性及び中立性を担保するという観点に立ち、現在、大阪府教育委員会チーフスクールソーシャルワーカーの大松美輪氏にお願いしたところでございます。任期は令和3年3月31日まででございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。質問がある方は、挙手をお願いいたします。

教育委員

この委員会は、いじめ等の問題があったときに招集して対応を検討するという点でよろしかったでしょうか。また、そうした事例で招集したことはありますか。

教育推進課参事

重篤事案があれば緊急で招集いたしますが、そうした事案がなくても、専門的な立場から島本町の取組に指導助言を頂くために年に2回開催をいたします。また、本委員会については、平成24年度から立ち上げていますが、緊急で招集したことはありません。

教育委員

ほかの委員からも質問がありましたが、こうした委員の委嘱の際には、新任と再任の別が分かるような資料にしていただければと思います。

教育推進課参事

今後対応いたします。

教育長

ほかございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事は、全て終了いたしました。

これをもちまして令和2年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。